

3・4・102号宇都宮日光線

3・4・106号塙田平出線

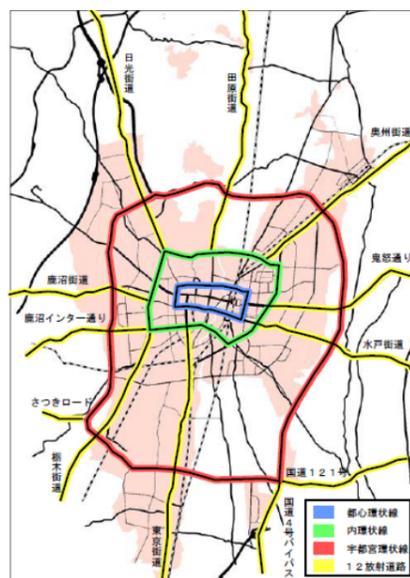
1. 上位計画の位置づけ

本市では、都市の骨格を形成する道路網である3環状12放射道路（右図参照）の整備を推進している。

3環状の一つである都心環状線は、宇都宮日光線・塙田平出線・今泉川田線・宇都宮水戸線の4つの都市計画道路で構成されており、本市都心部の外郭を形成している極めて重要な道路である。

宇都宮都市圏都市交通マスタープラン（平成8年3月）において、都心部における通過交通の排除、アクセス交通の整流、市街地の骨格形成などの観点から都心環状線の全環状化及び4車線化の整備を図ることとしており、本市都市計画マスタープラン（平成22年4月）においても都心環状線の4車線化の整備を推進している。

■ 3環状12放射道路網



2. 現状

(1) 3・4・102号宇都宮日光線

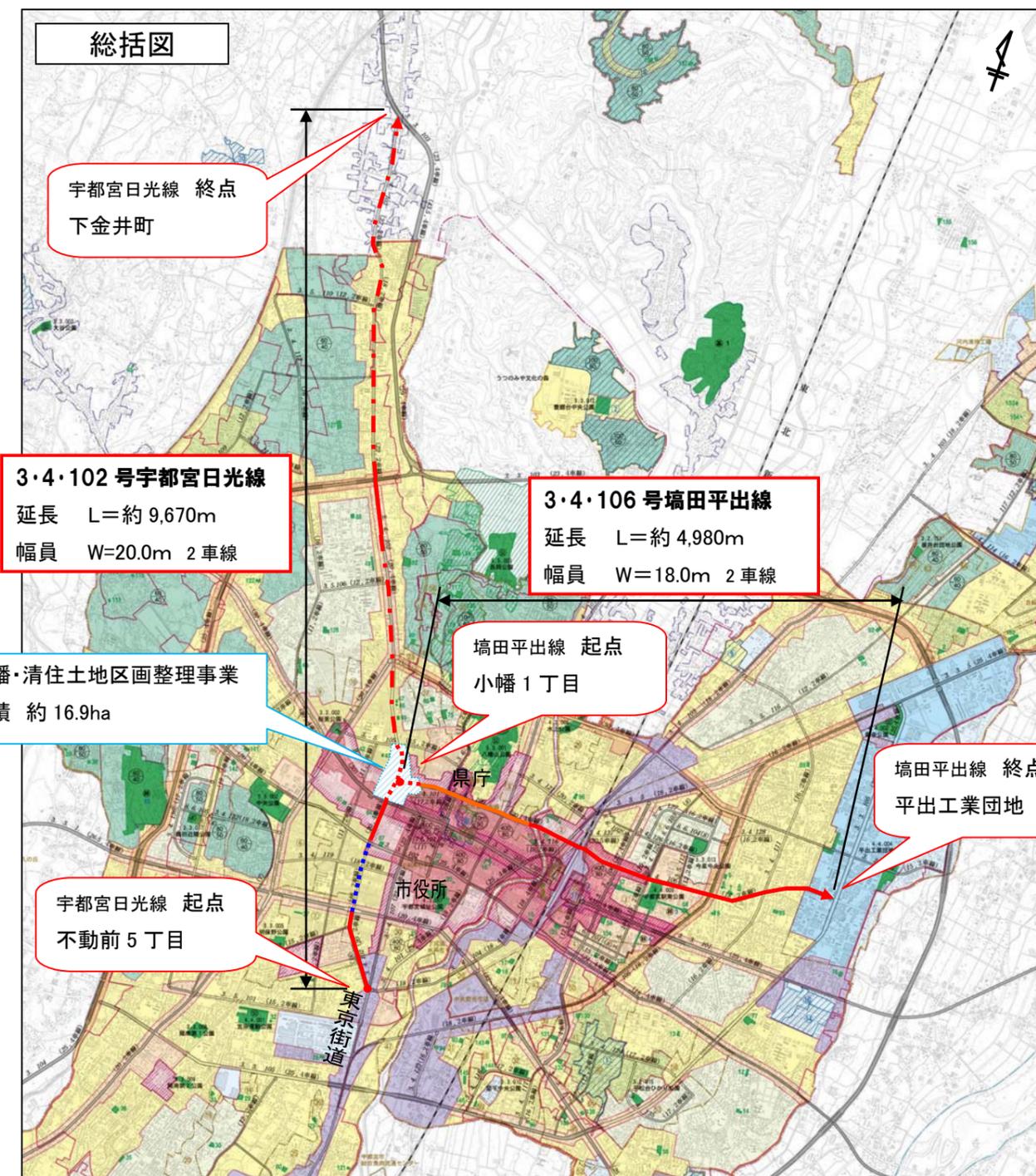
3・4・102号宇都宮日光線は、不動前5丁目を起点とし、本市中心部を縦断し下金井町まで連絡する延長約9,670mの幹線街路である。本路線のうち3・3・102号宇都宮水戸線との交差部から3・4・106号塙田平出線までの区間は、都心環状線の一部として、3・2・102号桜通り平出線との交差部以北については、12放射道路の一つとして位置付けられており、都市の骨格を形成する極めて重要な都市計画道路である。

3・4・102号宇都宮日光線の都市計画は、昭和47年3月に当初決定され、平成13年1月に車線数を決定し、同年9月に3・2・102号桜通り平出線との交差部の幅員の変更を行い現在に至っている。

(2) 3・4・106号塙田平出線

3・4・106号塙田平出線は、小幡1丁目を起点とし、本市中心部を横断し平出工業団地まで連絡する延長約4,980mの幹線街路である。本路線のうち起点から3・3・106号今泉川田線との交差部までの区間は、都心環状線の一部として位置付けられており、都市の骨格を形成する極めて重要な都市計画道路である。

3・4・106号塙田平出線の都市計画は、昭和47年3月に当初決定され、平成13年1月に車線数を決定し現在に至っている。



3・4・102号宇都宮日光線
延長 L=約9,670m
幅員 W=20.0m 2車線

3・4・106号塙田平出線
延長 L=約4,980m
幅員 W=18.0m 2車線

小幡・清住地区画整理事業
面積 約16.9ha

宇都宮日光線 起点
不動前5丁目

塙田平出線 起点
小幡1丁目

塙田平出線 終点
平出工業団地

【凡例】

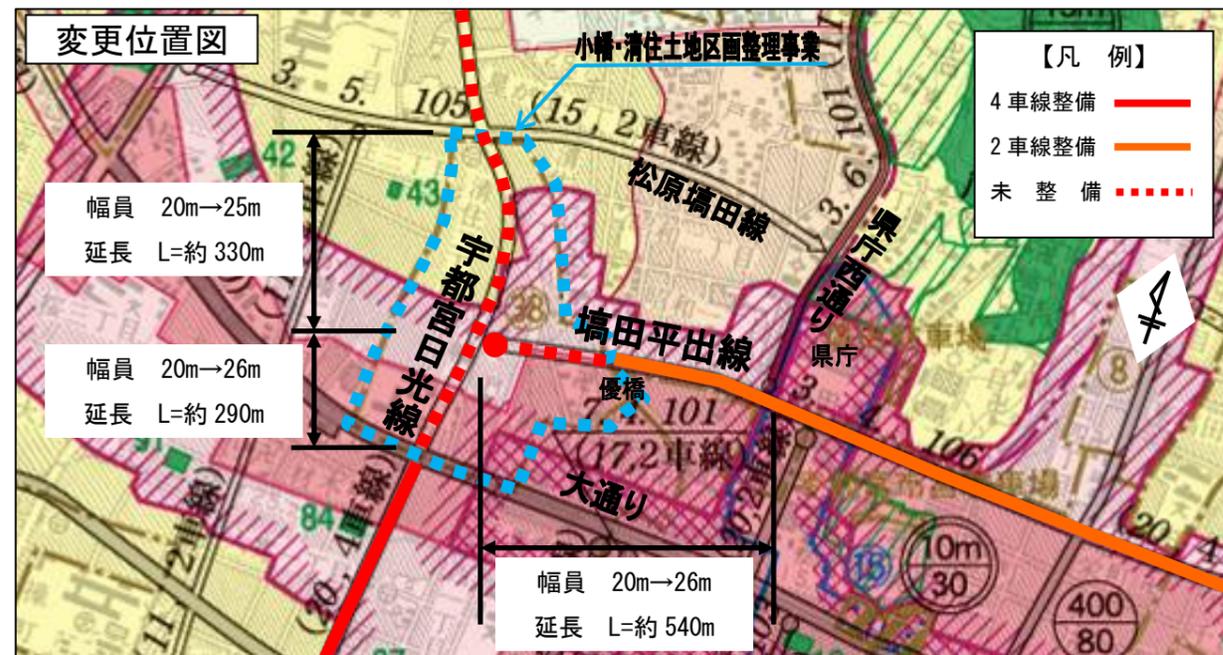
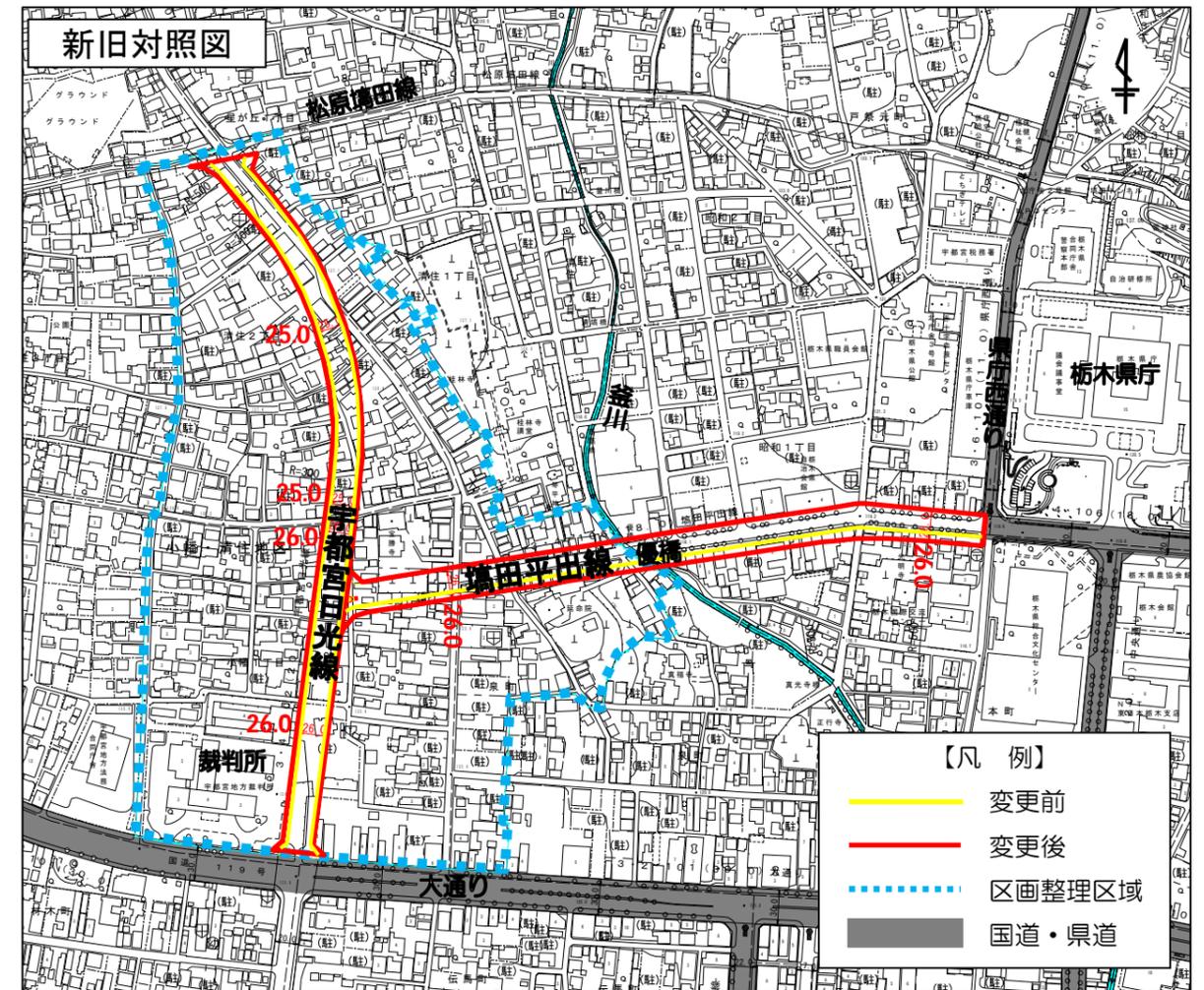
	整備済み		2車線整備区間
	整備中		既成区間（未整備）
	未整備（現道なし）		小幡・清住地区画整理

3. 変更する都市計画の理由と内容

3・4・102号宇都宮日光線、3・4・106号塙田平出線の交差部を含む小幡・清住地区は、安全・安心で快適な居住環境の形成を図るため土地区画整理事業による基盤整備を計画しているところである。小幡・清住地区内の3・4・102号宇都宮日光線及び3・4・106号塙田平出線は、都市の骨格である都心環状線の一部を形成していることから、当該地区の基盤整備計画とあわせ、将来の土地利用や交通の見通しを勘案し以下のとおり都市計画を変更する。

○3・4・102号宇都宮日光線については、円滑な自動車交通処理を行うとともに、沿道の土地利用、歩行者・自転車の安全で円滑な交通処理のため、3・2・101号大通りとの交差部から3・4・106号塙田平出線との交差部までの区間（延長約290m）については道路幅員を20mから26mに変更し、3・4・106号塙田平出線との交差部から3・5・105号松原塙田線の交差部までの区間（延長約330m）については道路幅員を20mから25mに変更する。

○3・4・106号塙田平出線については、円滑な自動車交通処理を行うとともに、沿道の土地利用、歩行者・自転車の安全で円滑な交通処理のため、起点（宇都宮日光線との交差部）から3・6・101号県庁西通りとの交差部までの区間（延長約540m）については道路幅員を20mから26mに変更する。



○宇都宮日光線
幅員を20mから26mに変更
延長 L=約290m
幅員を20mから25mに変更
延長 L=約330m

○塙田平出線
幅員を20mから26mに変更
延長 L=約540m

